

## 第2章 草津市の概要

### 1 草津市の概要

#### (1) 自然環境

##### ア) 位置と地勢

本市は琵琶湖の南辺に位置し、市中央部から南部にかけて、信楽山地およびこれに連なる金勝山地から延びる瀬田丘陵が発達している。また、市北部には沖積低地が発達するとともに、旧野洲川が形成した自然堤防が掌状に形成され、古くから人々の生活の場となっている。さらに湖岸の下物地先では、烏丸半島に尖角三角州状の湖岸線が形成されている。

このように、本市の地形は、湖岸および沖積低地が発達した北部、丘陵部の中部ならびに南部に分けることができる。

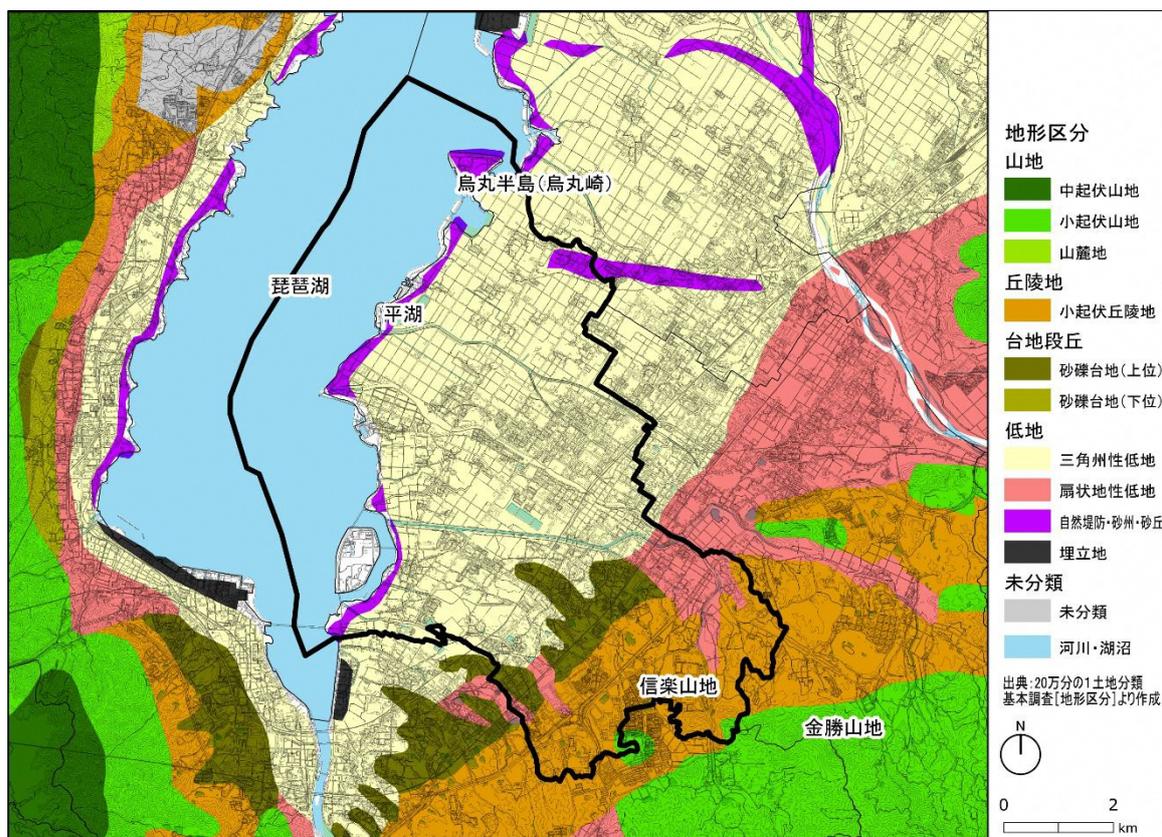


図 2-1 草津市の地形区分

##### イ) 地質

市域南部の山地を構成する岩石は砂岩、泥岩、頁岩、チャートおよびこれらが熱の作用で変質したホルンフェルスからなる。丘陵部には粘土・砂・礫によって構成される古琵琶湖層群が広がり、丘陵末端で、同層は沖積低地の下へと潜り込んでいる。丘陵部を形成する地層は脆弱であり、中小河川の作用によって下流に多くの土砂が運ばれ、自然堤防が発達した。

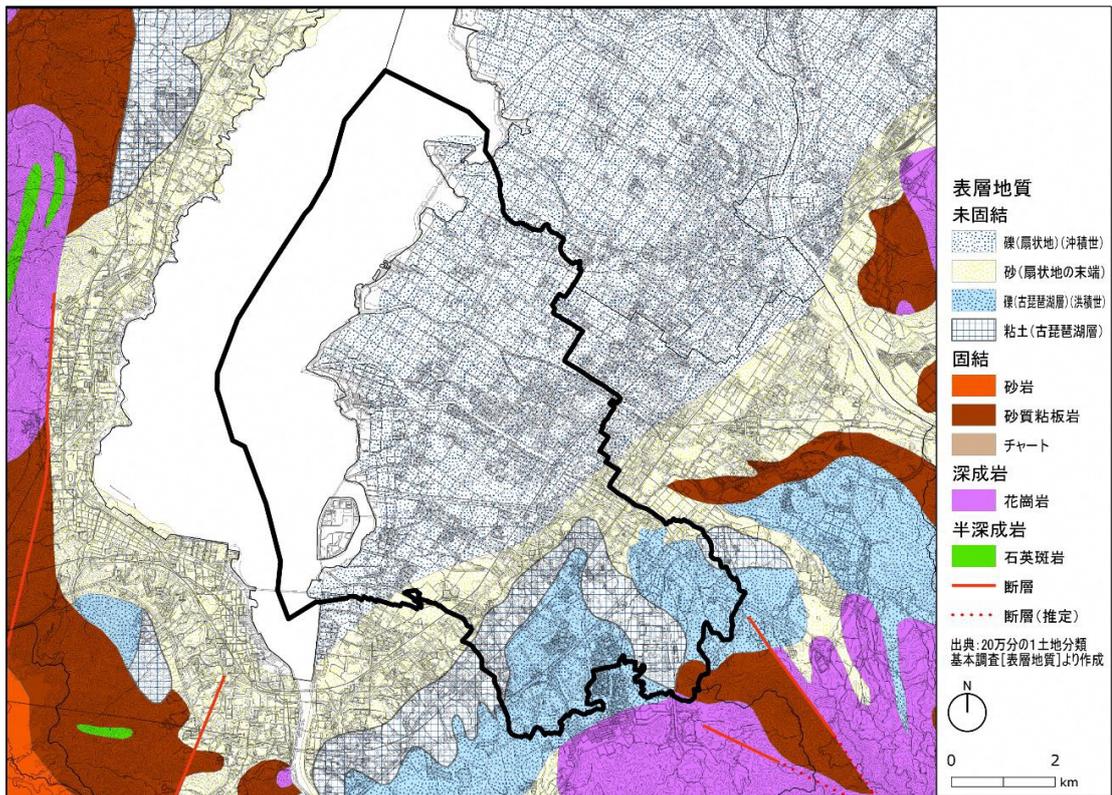


図 2-2 草津市の地質図

## ウ) 水系

本市の水系は、市域南部の金勝山地および瀬田丘陵を源とするものと、市域北部の旧野洲川より注ぐものとの、2つに分けられる。

このうち、南部の河川は、前述したとおり、金勝山地ならびに瀬田丘陵から供給された大量の土砂が堆積し、天井川が発達している。一方、北部では、河川は緩傾斜の沖積低地および後背湿地を流れ、いずれも河間低地の排水を琵琶湖へ運ぶ排水河川として機能している。

## エ) 気候

本市は、瀬戸内式気候に属し、彦根気象台の観測結果によれば、本市の年平均気温は14.3℃で、彦根の14.4℃、大津の15.0℃に比してわずかに低くなっている。また、年間降水量は、1,600 ミリ前後、特に1月の降水量は70 ミリ以下と湖北地方と比して極端に少ない。

なお、明治18年(1885)や昭和36(1961)年の豪雨では、市内各所が浸水被害を受けた。天井川、特に旧草津川がある市街地では、排水不良による浸水がかつて頻繁に発生していたが、平成14年の草津川平地河川事業の完了後は、市街地の排水不良は改善されている。

また、近年は、温暖化に起因するとされる夏場のゲリラ豪雨や大型台風の襲来が顕著となっており、本市でも歴史資産への影響が危惧される状況となっている。

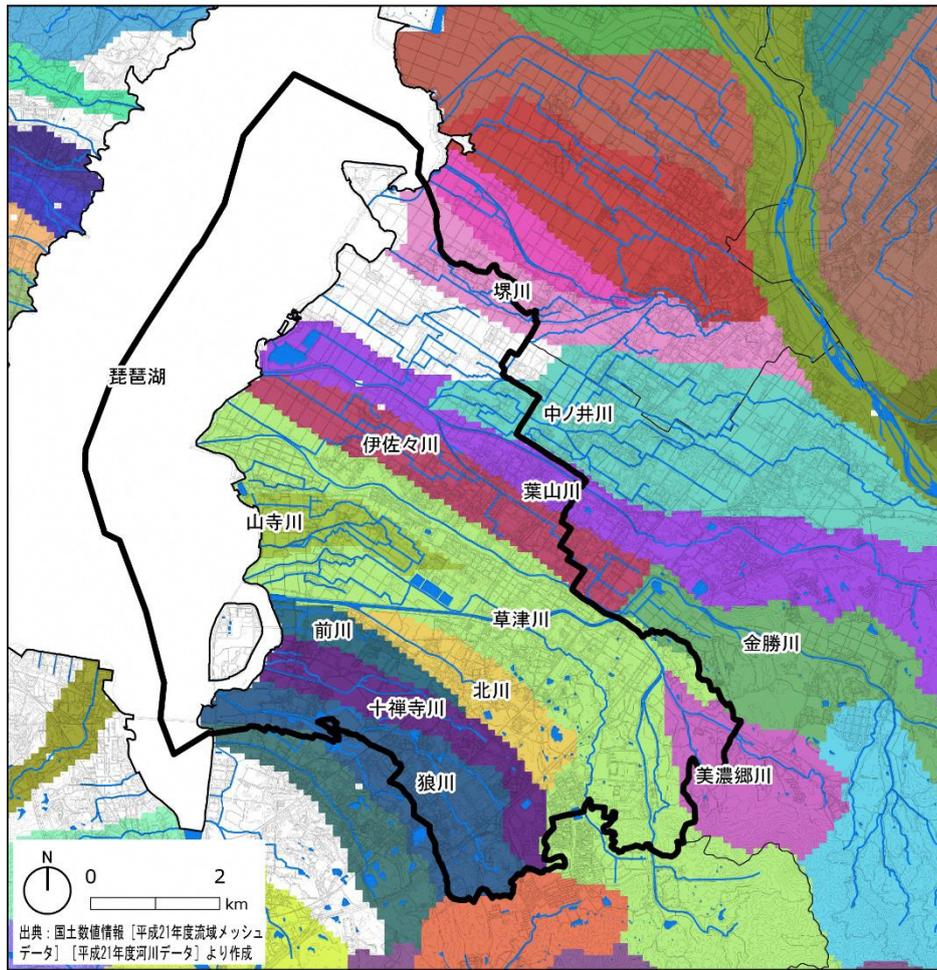


図 2-3 草津市の水系

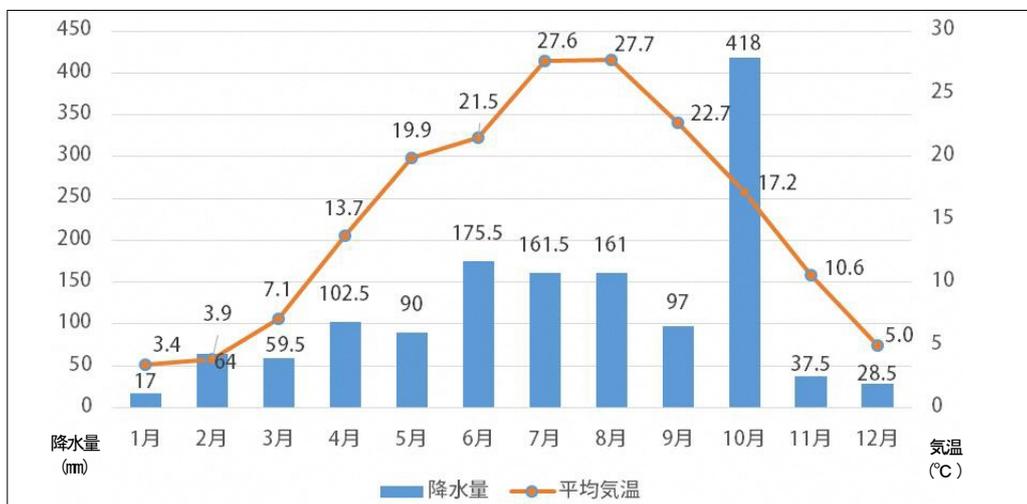


図 2-4 草津市の気候 (出典：『草津市統計書 平成 29 年版』)

## オ) 植生

市内に、1,287種の植物の生育が確認されている。そのうち草本類が最も多く、309種を占める。特に、「滋賀県レッドデータブック 2010年版」に記載されている絶滅が危惧される植物のうち、52種が自生するほか、トリゲモは草津市の固有種として知られる。一方で、本来自生していない帰化植物も268種存在する。

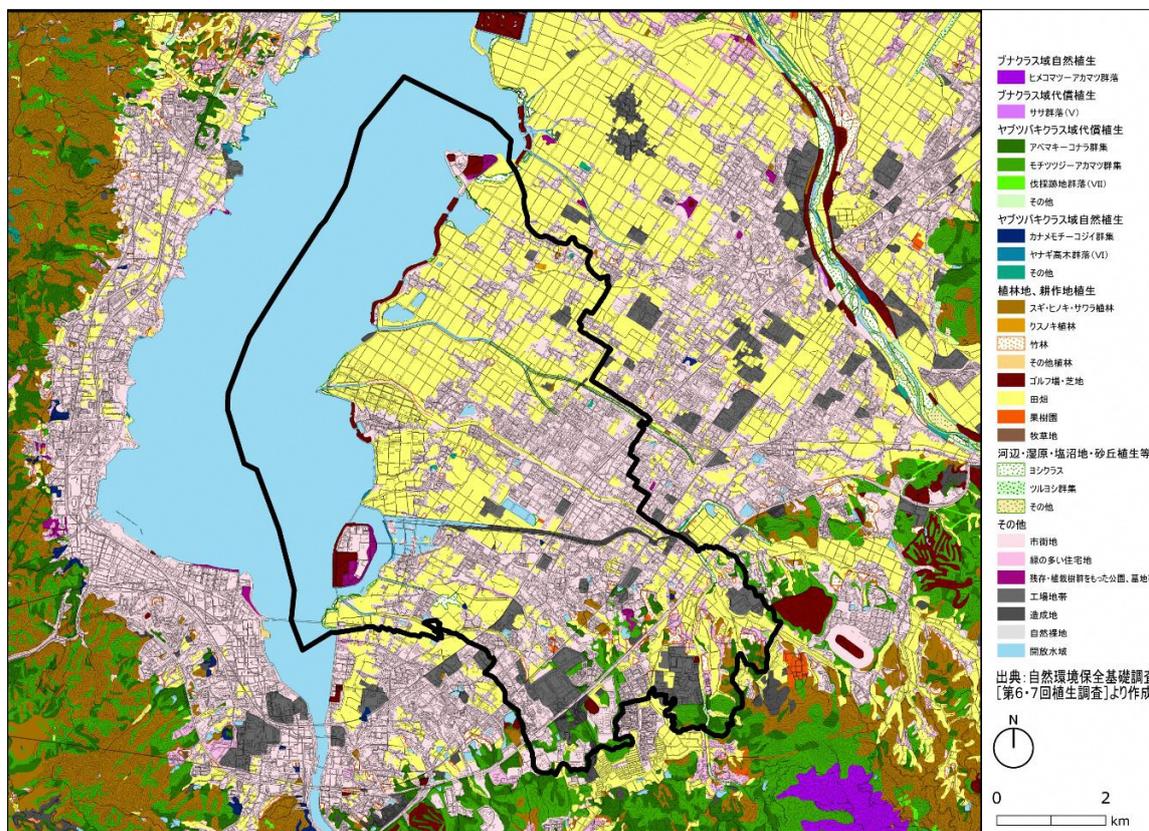
かつて本市では、シイ・カシなどを中心とする暖帯性の常緑広葉樹の一大森林帯が形成されたと考えられている。しかし、人々の活動により常緑広葉樹の森林植生は失われ、現在は、小槻神社(青地町)、大宮若松神社(南山田町)、山田正八幡神社(北山田町)、若宮八幡宮(西矢倉二)、印岐志呂神社(片岡町)など、一部地域に残存が認められているにすぎない。

常緑広葉樹に代わり、現在、市域の森林はアカマツが主体でとなっている。アカマツは、高度成長期前までは、下生えの雑木が家庭用燃料として利用され、さらに松根油の原料として、また商品作物のマツタケの育成林として人々より保護されてきたが、高度成長期以降、アカマツの森林が広がる丘陵部が大規模宅地造成、大学造成、高速道路建設などの大型開発が進み、アカマツの森林は急速にその姿を消しつつある。

丘陵部の谷底平野あるいは谷を堰き止めた溜池周辺には、中間湿原に認められるヌマガヤ・チゴサザやモウセンゴケ・サギソウなど、湿原植物が繁茂しているが、これらの植物についても、丘陵地の開発により急速にその姿を失いつつある。

一方で本市の歴史文化の形成に影響を及ぼした植物も多く、まず、諸国六玉川の一つに数えられた萩の玉川は、その名が示すとおり、古代から中世にかけて萩の景勝地として知られていた。かつての萩の玉川の位置は必ずしも明らかでないが、地名や文献などの検討から、野路町付近の丘陵部の谷底低地に形成された湿地帯がそれではないかと推測されている。

さらに、湖岸の志那浜は、中世から近世にかけて蓮花の景勝地として知られ、多くの文人墨客が訪れた。しかしながら、現在は、琵琶湖総合開発などにより当時の様子をうかがうことは難しい状態となっている。



次に、志那町吉田にある三大神社には、平成 15 年に草津市指定天然記念物に指定されている地元で樹齢 400 年と伝える野田フジの古木が伝存している。現在、地元保存会により樹勢回復などの措置が講じられている。

三大神社の北に位置する志那中町の惣社神社にも、社伝に樹齢 400 年と伝わる野田フジの古木が伝存している。かつて行った樹木調査では、樹齢は不明であるが、三大神社のフジと花房や樹木の容姿などが近似しているという調査結果が得られている。

また、志那町の志那神社にも来歴などは不明であるが、野田フジが伝存している。これら 3 カ所では、志那三郷のフジとして、保護・活用が行われている。

次に、川原町の最勝寺には、樹齢 400 年を数えるツバキの古木が伝存し、平成 15 年に草津市指定天然記念物として指定されている。毎年、手のひらほどもある大輪の花弁をつけることで知られ、多くの人々が花の観賞のため訪れるなど、地域の歴史文化として親しまれている。

さらに、旧草津川の堤防には著名なサクラの並木が存在した。明治 43 年(1910)以降、地元の草津尋常高等小学校(現、草津市立草津小学校)長の手によりサクラとカエデの植樹が行われ、以後、サクラの名所として親しまれている。当時のサクラなどは枯死などで残存していないものの、市民の手で植樹されたサクラが成長し、春には、桜まつりから名称を変えた宿場祭りが催されるなど、本市の歴史文化の形成に大きな影響を与えている。

「近江八景矢橋の帰帆」で知られる矢橋港の入口にあるイチョウは、樹齢 250 年と伝える巨木で、対岸の石場港からの船の目印にされていたといわれる。

なお、これらの樹木ならびに市内の名木などは、自然環境保護の観点から環境課が主体となり「自然環境保全地区」および「保護樹林」の保護策を講じており、その多くが神社などに伴うものである。



図 2-6 萩の玉川



図 2-7 蓮海寺の蓮



図 2-8 三大神社のフジ



図 2-9 最勝寺のツバキ(熊谷)

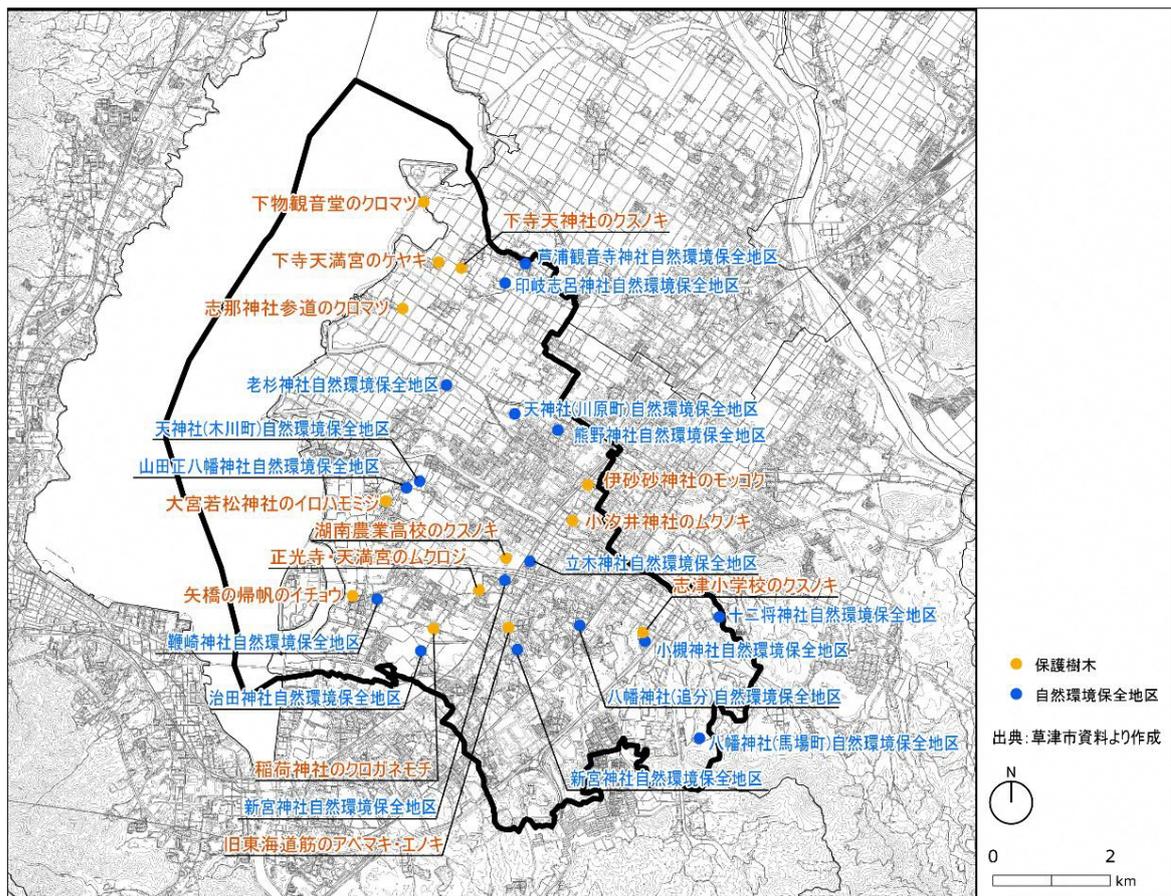


図 2-10 草津市の自然環境保全地区と保護樹林

表 2-1 草津市の自然環境保全地区一覧

保全地区名称	所在地	指定面積	指定日
立木神社 自然環境保全地区	草津4	10,197m <sup>2</sup>	S61.8.7
小槻神社 "	青地町	16,946m <sup>2</sup>	同上
熊野神社 "	平井3	8,000m <sup>2</sup>	S62.8.18
印岐志呂神社 "	片岡町	7,041m <sup>2</sup>	S63.7.8
芦浦観音寺 "	芦浦町	11,000m <sup>2</sup>	同上
天神社(川原町) "	川原4	7,248m <sup>2</sup>	H4.4.20
老上神社 "	下笠町	12,660m <sup>2</sup>	同上
天神社(木川町)	木川町	5,946m <sup>2</sup>	同上
山田正八幡神社 "	北山田町	5,934m <sup>2</sup>	同上
治田神社 "	南笠町	6,631m <sup>2</sup>	同上
新宮神社 "	野路6	5,770m <sup>2</sup>	H6.4.15
若宮八幡宮 "	西矢倉3	4,616m <sup>2</sup>	同上
八幡神社(追分) "	追分5	4,160m <sup>2</sup>	同上
八幡神社(馬場町)	馬場町	5,751m <sup>2</sup>	同上
十二将神社 "	山寺町	13,408m <sup>2</sup>	同上
鞭寄神社 "	矢橋町	7,143m <sup>2</sup>	H24.3.1

表 2-2 草津市の保護樹林一覧

保護樹木	樹齢	指定日
志津小学校のクスノキ	180~140	H17.3.1
湖南高校のクスノキ	40~100	同上
小汐井神社のムクノキ	500(伝)	同上
伊砂砂神社のモッコク	150	同上
正光寺・天満宮のムクロジ	130	同上
稲荷神社のクロガネモチ	80-120	同上
旧東海道筋のアベマキ・エノキ	100-150	同上
大宮若松神社のイロハモミジ	100	同上
下寺観音堂のケヤキ	120	同上
下物観音堂のクロマツ	200(伝)	同上
下物天神社のクスノキ	190	H21.3.1
矢橋の帰帆のイチヨウ	250	同上
志那神社参道のクロマツ	70	H21.3.31

## カ) 動物

平成 26 年(2014)の調査によれば、本市域では鳥類は 35 科 113 種が確認されている。近年の動向として、冬季にコハクチョウの飛来が確認されており、その数も年々増加傾向にある。一方、近年カラスなどにより、社殿など歴史的建造物の屋根が巢材として抜き取られる被害が顕著となっており、歴史文化の保護対策を講じる必要が生じている。

哺乳類は、7 科 11 種、うち小型哺乳類 8 種、大中型哺乳類 3 種が確認されている。

このうち、大中型哺乳類にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルがいるが、市内に十分な面積の森林がないことから、定住しているのではなく、市外から一時的に食べ物を求めに来たと考えられている。一方、観賞用として飼育されていたと思われるアライグマが野生化し、その個体数を増加させつつある。アライグマによるとみられる寺社建造物への影響も確認されており、歴史文化の保護対策を講じる必要が生じている。

爬虫類は 8 科 13 種を確認し、両生類は 5 科 11 種の分布を確認している。特に滋賀県の指定希少野生動植物種であるナゴヤダルマガエルが湖岸の水田地帯に分布することは特筆に値する。

魚類は、8 科 34 種が確認されている。魚類以外の水生生物では、昆虫類 105 種、甲殻類 7 種、貝類 13 種、その他 4 種の計 129 種が確認されている。特に外来魚の繁殖により、在来魚数の減少が指摘され、特に本市の伝統食である鮒ずしの材料となるニゴロ鮒に大きな影響が発生している。

昆虫類は、252 科 1,386 種と草津市で最も多様な生息が確認されている。ナガサキアゲハ、タイワンウチワヤンマ、ミナミアオカメムシが近年の温暖化の影響で草津市内に分布域を広げ、また、近年の動向としてアメリカミズアブなどの外来生物の増加が指摘されている。

## (2) 歴史的変遷

### ア) 古代以前

本市で人々の活動が認められるのは縄文時代からである。この時期の遺跡は、市北部では旧野洲川の形成した自然堤防付近、市中部から南部にかけての丘陵部に顕著である。

当時の住居跡は未確認であるが、丘陵部に位置する野路岡田遺跡では、縄文時代中期末から後期の貯蔵穴とみられる土坑が、同じく丘陵部の横土井遺跡からは、落とし穴とみられる土坑などがみつまっている。

続く弥生時代には、市域中部の中畑遺跡で、初期農耕の痕跡を示す籾痕がついた弥生時代前期の土器が出土している。また、沖積低地の宮前遺跡や湖岸の鳥丸崎遺跡<sup>からすまぎ</sup>などでは、弥生時代中頃のものとして推測される玉作りの痕跡が確認されており、弥生時代後期には中沢遺跡において舟形木製品など多くの木製品が旧河道川から発見された。

古墳時代に入ると、集落が増え、古墳が築造され始める。丘陵部の山寺町には、前期古墳として知られる北谷 1 1 号



図 2-11 中沢遺跡出土腰掛



図 2-12 北谷 11 号墳出土  
仿製方鏡規矩鏡

墳が築かれ、出土品として<sup>ほうせいほうかくきくきょう</sup>仿製方格規矩鏡や鉄形石の他、多量の鉄器がみつかつており、この地を治めた有力人物の墓と考えられている。

飛鳥時代に入ると花摘寺廃寺、観音堂廃寺、宝光寺跡、笠寺廃寺などの古代寺院が造営されている。これらは対岸の大津京造営に影響を受けているともいわれている。

さらに南部の丘陵地帯では、野路小野山製鉄遺跡、木瓜原遺跡、観音堂遺跡、笠山遺跡、西海道遺跡などで、製鉄・鍛冶・鑄造・製陶などの生産遺跡が営まれる。

このうち、野路小野山製鉄遺跡では、整然と配置された 20 基を超える製鉄炉ならびに木炭窯および生産を管理した管理棟とみられる建物など、製鉄の工程を示す遺構が発見されている。これら生産遺跡は、隣接の大津市域にも存在しており、当時、丘陵地帯において広範囲に生産活動が行われていたと考えられている。



図 2-13 木瓜原遺跡

## イ) 中世

奈良時代から平安時代にかけて、律令制のもとに国の支配がおこなわれた。草津市域でも条里制が広く見られ、奈良時代の後半には律令制下での耕地化が進展したと考えられる。その後、墾田永年私財法が制定され、有力寺社による土地所有が進むと、京都に近い草津でも、皇室領や興福寺領、比叡山延暦寺領、日吉大社領などの荘園が増大した。

また、律令制下で、組織的な道路体系の整備が進むと、東山道が通過する草津は、交通上重要な位置にあった。交通の要衝であった一方で、多くの戦乱の場にもなり、源平合戦をはじめとする合戦の際に、多くの兵馬が行き交った。鎌倉幕府成立後は、東山道の宿駅地である野路宿が整備され、頼朝による京都侵攻の拠点となった。

室町時代以降になると、草津は都から東への進出拠点、そして都の玄関口としての性格を強めていく。湖岸では、矢橋港、山田港、志那港が湖上交通の拠点として発達し、特に志那港は対岸の比叡山延暦寺の渡船場として、守護である六角氏などから重要視された。さらに、志那港と東山道守山宿とを結ぶ芦浦観音寺は、船奉行として、豊臣秀吉の信任を得て、湖上交通を掌握した。

また、平安時代には、比叡山延暦寺の影響を受けて天台宗が、室町時代には、蓮如による布教によって浄土真宗が伝えられたこともあり、古代から中世の作とされる仏像や寺院などの歴史的建造物が、市内に現存してい



図 2-14 野路宿推定地野路岡田遺跡



図 2-15 かつての志那港



図 2-16 伊砂砂神社本殿

る。

さらに、美術館工芸品のみならず、中世末期に畿内地方で流行した「風流踊り」に系譜を持つ国選択無形民俗文化財「草津のサンヤレ踊り」や、宮座制度を色濃く残した「鮒ずし切り神事」や「頭屋行事」が伝わるなど、中世以降の信仰が、今も受け継がれている。

## ウ) 近世

近世の草津は、東海道と中山道が交わる宿場を擁し、多くの人々が往来する土地であった。

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、江戸幕府を開き、全国に支配体制を広げた。翌慶長6年(1601)には東海道、ついで中山道の各宿場に定書を発し、各地を結ぶ交通・運輸の体制を整えている。寛永ごろには幕藩制の社会が確立し、この中で草津宿も、荷物の継立や旅人の休泊を担う宿場町として発展していくことになる。

天保年間ごろの東海道沿いの各宿場について詳細を記録した「東海道宿村大概帳」によると、草津宿には本陣が2軒、脇本陣が2軒、大小72軒の旅籠が軒を連ねていたといい、時代によって変動はあるが、多くの人を出迎えた宿場町の規模がうかがい知れる。

本陣とは、参勤交代の大名や旗本、天皇の使いである勅使、公家など、限られた身分の人々を迎えた宿であったが、このうちの1軒、田中七左衛門本陣の建物が現在にまで残り、国史跡に指定されている。

また東海道・中山道のみならず、東海道から分かれて矢橋港へ向かう矢橋道、守山宿へ伸びる志那街道など、多くの道が敷かれていた。さらに、琵琶湖湖上交通の拠点となった矢橋港・志那港・山田港も置かれており、特に矢橋港は「近江八景」のひとつ「矢橋帰帆」に数えられ、浮世絵にも描かれるなど、広く知られていた。

このように、各地からの情報や文化が流れ込んだ草津には、多彩な街道文化が形成されていた。弄石学の大家として知られる木内石亭や、画僧・横井金谷など、多くの文化人が活躍した背景にも、人との行き交うところという土地柄があったのである。



図 2-17 常善寺所蔵木造阿彌陀如来及両脇士像



図 2-16 五街道



図 2-19 矢橋の帰帆



図 2-20 東海道名所図会に描かれた木内石亭資料

## エ) 近代以後

明治3年(1870)、明治政府により本陣が廃止され、寛永12年(1635)に本陣職を拜命して以後、230余年、本陣職を務めた田中七左衛門本陣も大きく変化することとなった。

さらに明治19年(1886)には、大路人戸長らが嘆願してきた、旧草津川トンネル(草津マンボ)が完成し、草津駅が設けられた大路地区と草津地区とが結ばれ、また、明治20年(1887)には、追分見付に洋館2階建ての草津警察が完成し、本市の近代化が急速に進むこととなった。

一方、交通機関の近代化も目覚ましく、明治9年(1876)には、大津―山田間に蒸気船が就役し、さらに明治22年(1889)に湖東鉄道(現東海道線)が開通し、草津駅が開業し、水陸両交通の要衝の地としての本市の重要性が高まることとなった。



図 2-21 草津マンボ

## (3) 社会環境

### ア) 交通

本市は JR 東海道本線(JR 琵琶湖線)、JR 草津線、JR 東海道新幹線ならびに中央自動車道西宮線(名神高速道路)、国道1号線などが通る交通の要衝である。JR 草津駅ならびに JR 南草津駅は県下で最も乗降者数が多い駅の1つである。

かつて明治時代には、山田港が対岸の大津と水上交通の拠点として発達したが、次第に衰退し、自動車道の整備や鉄道の開通により、姿を消した。また、かつての矢橋港から対岸大津への渡航経路には、近江大橋が架橋し、琵琶湖東西の交通を支えている。

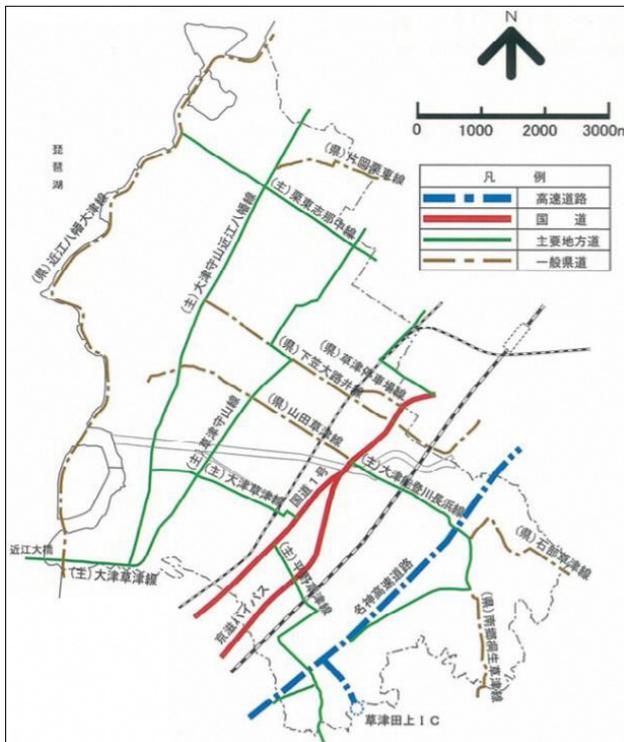


図 2-22 草津市の幹線道路網図

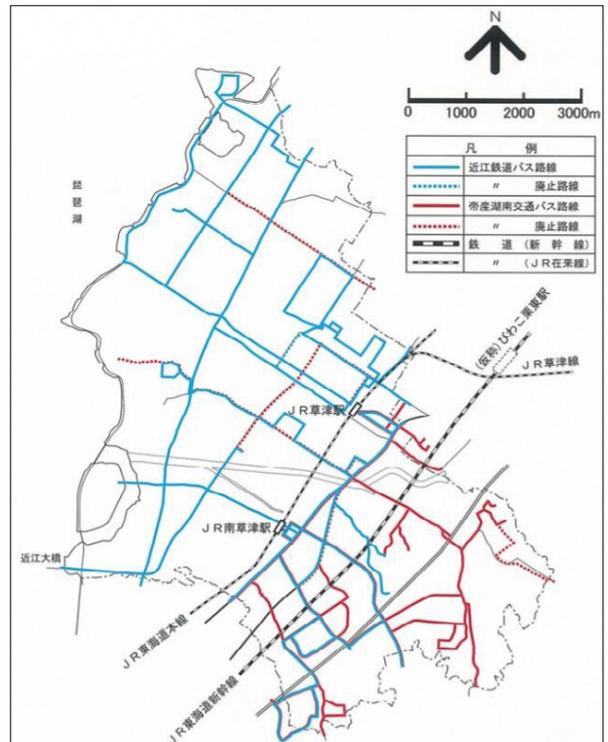


図 2-23 草津市の鉄道・バス路線図

(草津市都市計画課『草津市都市計画マスタープラン』平成18年3月策定、平成22年6月一部変更)

## イ) 産業

本市東部では農業が盛んに営まれているが、中でも戦前から県下最大のそ菜生産地として知られる北山田地区一帯には、草津八大名所の1つ「白波よせる近代農場 北山田そ菜園風景」として市民により選ばれた、草津を特徴づける風景が広がっている。

市の花アオバナとして親しまれているオオボウシバナは、友禅染の下絵として使われていただけでなく、夏に花開く青い花卉は広く市民に知られている。さらに近年、血糖値の上昇を抑える効果が注目され、飲料としても親しまれている。

昭和57年(1982)から栽培されるようになった草津メロンは、全国でも有数の糖度を持つことから人気の特産品となっ

っており、学校給食に供されたことにより、市域の子どもたちにも非常に人気がある。

一方で他の地域に目を向ければ、近年は先述した交通の利便性から、大企業の拠点が多数所在する。また、中心市街地などでは古くからの商店などが減少し、全国チェーンの店舗の出店が増加する傾向にある。

表 2-3 草津八大名所一覧表

番号	名称
1	心のなごむ湖の絶景 志那の浜
2	芦浦観音寺 白鳳の寺々跡
3	白波よせる近代農場 北山田そ菜園風景
4	宿場をしのぶ 草津宿本陣
5	姿を変える 矢橋の浜
6	東路への姿をとどめる天井川 旧草津川堤防道
7	栗太武士の拠点 青地城址
8	古き宿駅「野路駅」の名残り

## ウ) 人口推移

京阪神のベッドタウンとして発展し、また鉄道などの整備によって周辺の地域と比べて、人口増加を続ける稀有な地域といえる。昭和40年に約38,000人であった人口は、現在(平成30年4月)約133,000人を数え、さらに2025年に人口約143,000人となり、その後は徐々に減少するとの予測がある。

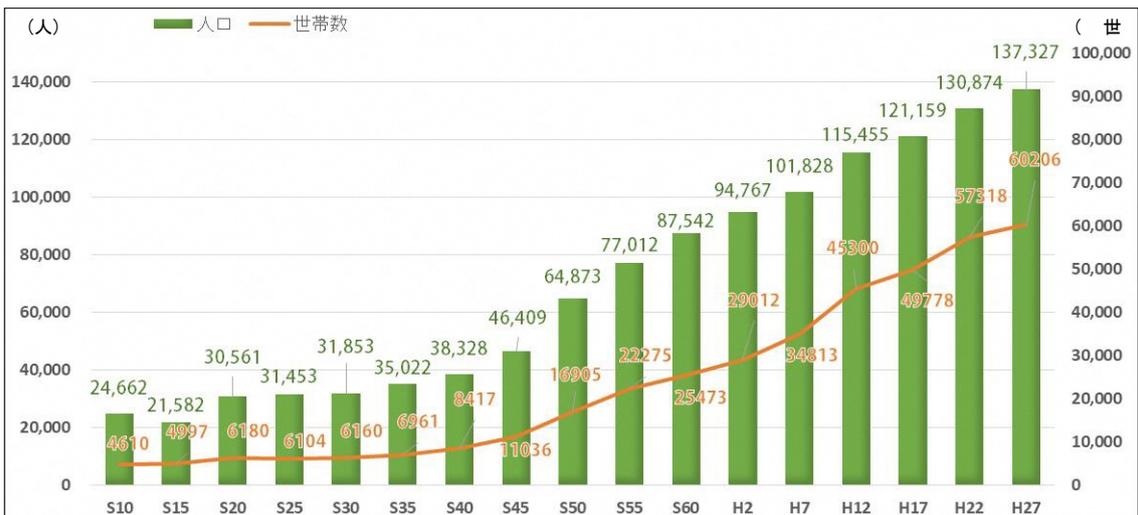


図 2-24 草津市の人口・世帯数の推移 (「国勢調査結果」(総務省統計局)より作成 ※各年10月1日現在)

## 2 草津市の歴史文化の総合的把握

### (1) 指定文化財の状況

本市の指定文化財件数は、平成 29 年(2017)8 月時点で 94 件(うち 1 件は重要美術品指定品)である。

内訳として、有形文化財 65 件(国 23 件、県 10 件、市 32 件)、民俗文化財 8 件(県 1 件、市 7 件)、史跡名勝天然記念物 8 件(国 3 件、市 5 件)、選択無形民俗文化財 6 件(国 1 件、県 5 件)、国登録有形文化財(建造物)5 件である。

表 2-4 指定文化財一覧

種別		国	県	市	計	
有形文化財	建造物	8	2	4	14	
	美術 工 芸 品	絵画	5	2	7	14
		彫刻	9	2	13	24
		工芸品	1	0	4	5
		書籍・典籍・古文書	0	3	5	8
		考古資料	0	1	2	3
		歴史資料	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	4	5	
	無形民俗文化財	0	0	3	3	
記念物	史跡	3	0	3	6	
	名勝	0	0	0	0	
	天然記念物	0	0	2	2	
文化的景観		0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	
選定保存技術		0	0	0	0	
登録有形文化財		5	0	0	5	
登録有形民俗文化財		0	0	0	0	
選択無形文化財		0	0	0	0	
選択無形民俗文化財		1	5	0	6	
重要美術品		(1)	0	0	(1)	
<b>合計</b>		<b>32(31)</b>	<b>16</b>	<b>47</b>	<b>94(93)</b>	

### (2) 未指定文化財の状況

本市では、滋賀県教育委員会が行う各種未指定文化財調査に併せて市内悉皆調査を実施し、未指定文化財リストなどを作成している。また、市でも独自に未指定文化財の調査を実施し、その内容などの把握に努めている。ただし、これら調査の実施から年月が経ち、あるいは調査目的も今日の状況から考えれば異なるものもあることから、悉皆的に把握しきれない現状にある。

表 2-5 既往調査一覧

名称	調査主体	調査年
滋賀県石造建造物調査	滋賀県教育委員会	
滋賀県の近代化遺産調査	滋賀県教育委員会	H10～11 年度
滋賀県の近代和風建築調査	滋賀県教育委員会	H4～5 年度
滋賀県の祭礼行事調査	滋賀県教育委員会	H3～6 年度
滋賀県の伝統食文化調査	滋賀県教育委員会	H6～9 年度
滋賀県の近世民家調査	滋賀県教育委員会	H7～9 年度
滋賀県の近世社寺建築調査	滋賀県教育委員会	S58～60 年度
滋賀県の民俗芸能	滋賀県教育委員会	H7～9 年度
滋賀県の自然神信仰調査	滋賀県教育委員会	H14～18 年度
江州長安寺古文書調査	草津市教育委員会	H20 年度
常善寺須弥壇調査	草津市教育委員会	H21 年度
旧草津川の思い出調査	草津市教育委員会	H22～23 年度
惣社神社フジ古木調査	草津市教育委員会	H23 年度
浄運寺木造釈迦如来立像調査	草津市教育委員会	H25 年度
小槻神社男神坐像調査	草津市教育委員会	H26 年度
市内小学校民具調査	草津市教育委員会	H26 年度
青花調査	草津市教育委員会	H28 年度
市内歴史的建造物調査	草津市教育委員会	-
草津宿歴史的総合調査	草津市教育委員会	H17 年度
下寺観音堂仏像群調査	草津市教育委員会	H29 年度
草津のサンヤレ踊り調査	草津市教育委員会	H12～14 年度
草津宿本陣田中家史料調査	草津市教育委員会	H3 年度 H12～13 年度
芦浦観音寺文書調査	草津市教育委員会	S56 年度
木内石亭(西遊寺鳳嶺・願行寺了観)関係資料調査	草津市教育委員会	H14～16 年度
草津市文化環境保存修景計画基本調査	草津市教育委員会	H1 年度
上笠天満宮講踊調査	上笠天満宮講踊保存会	H1～2 年度
渋川の花踊り調査	渋川花踊り保存会	H11～12 年度

### 3 草津市における歴史文化の保存・活用の現状と課題

本市は計 94 件の指定・選定・登録文化財などの指定文化財を有するほか、そのほかにも多くの未指定文化財が所在している。

指定文化財については、現在、教育委員会が所有者などに補助金を交付し、保存・管理・継承などに努めている。

本市の歴史文化のシンボリック的存在である 3 件の史跡のうち、史跡草津宿本陣では、史跡管理団体である本市が、平成元年度から 7 年度にかけて「平成の大修理」と呼ばれる東地区の主要施設の保存整備工事を実施し、江戸時代後期の姿に復した。さらに平成 19 年度からは中・西地区を含めた草津宿本陣第 2 次保存修理工事を実施しており、平成 29 年度に工事を終了した。

このうち、市では、保存整備工事が終了した東地区の主要施設について、市内小学校の学習に利用するほか、一般公開を行い活用を進めている。一方、東地区主要施設の耐震診断調査の実施ならびに結果にもとづく対応が必要であること、整備が終了した中地区・西地区の公開方法を検討する必要があること、また、未整備の箇所について整備を進めることなど、課題も存している。

史跡芦浦観音寺跡については、境内の建造物などの経年劣化が進んでいること、境内を囲む堀もへドロ再堆積化が進みつつあることなどから、早期に保存整備工事に向けた取組を進める必要がある。

野路小野山製鉄遺跡については、隣接する野路公園整備とともに指定地の整備を検討する必要がある。

国選択無形民俗文化財「草津のサンヤレ踊り」や滋賀県選択無形民俗文化財「渋川の花踊り」「上笠天満宮講踊」「老杉神社の頭屋行事」については、地元住民が組織する保存団体による保存・活用が行われている。しかしながら、これまで保存・継承の担い手であった保存団体構成員の高齢化が進んでおり、団体活動の維持が困難な状況になってきていることから、早急に保存・継承の方策などの検討が必要となっている。

草津市指定天然記念物「三大神社のフジ」や、「最勝寺のツバキ(熊谷)」については、地元保存団体および所有者の手により、日常的な管理がなされている。

これら国・県・市指定文化財については、各所有者の手による保存・管理が進められており、教育委員会では当該費用の一部を補助しているが、大規模な保存修理工事など、多額の費用を要する工事については、保存・管理する寺社の財政状況によっては対応が困難な場合



図 2-25 市内小学校の学習風景



図 2-26 渋川の花踊り



図 2-27 上笠天満宮講踊



図 2-28 老杉神社の頭屋行事

もあることから、今後、歴史文化の保存・活用を図る上で、所有者への対応を検討する必要がある。

本市の伝統産業の一つであるアオバナ作りについて、栽培農家の高齢化、後継者不足が進んでおり、このままでは伝統技術の継承ができない状況になってきていることから、早期に保存などの検討が必要となってきた。

以上、個別的な現状と課題を記述したが、本市の抱える文化財の課題は、下記5点に大きく集約される。

### ① 歴史文化の価値を正しく伝える必要がある

歴史文化の範囲には景観など周辺環境などを含むことから、まちづくりや景観などの分野との連携が重要である。しかし、文化財そのものの価値については一定の理解が得られているが、文化財と関わりのある周辺環境などが、保存・活用に及ぼす影響については市民や他の行政分野から、十分な共通認識を得られていないところである。今一度、歴史文化を取り巻く現状を確認し、本市の庁内を含めその価値を正しく把握したうえで、市民に分かりやすく伝える必要がある。

### ② 文化財の所有者などの連携の推進および支援を図る必要がある

歴史文化は地域が主体となって保存・活用されてきた地域の資産である。しかし、文化財の保存・活用は個別的になされてきた経緯から、連携が図られてこなかった。文化財所有者などの連携を図ることで、より効率的な歴史文化の保存・活用方法の検討が可能となる。さらに、社会変化に伴い、郊外の少子高齢化や地域自治組織の規模縮小などの影響により、文化財の担い手が不足しはじめているために、伝統行事が廃止されたり、本来の行事の意味合いが喪失したりする危険もあることから、文化財主体者の連携に併せ、文化財の担い手の育成が求められる。

### ③ 歴史文化をまちづくりに活かす必要がある

歴史文化は地域の魅力を醸成するとともに、その魅力を周知するための重要な資産の一つである。しかし、歴史文化を総合的に取扱う指針がなかったために、市域におけるまちづくりへの歴史文化の活用は限定的であり、また施策間における調整も十分ではない。歴史文化の保存・活用の基本指針、テーマを定め、文化財の分野を横断してまちづくりに生かすことで、地域ごとの文化財の公開時期を合わせるなど工夫を行い、訪れる観光客数の増大を図るなど、まちづくりへの積極的な取組が必要である。

### ④ 文化財の公開・活用の機会が少ない

草津市内には草津市街道交流館および滋賀県立琵琶湖博物館などの展示施設が所在するが、前者は近世の宿場町や街道に関連する展示・活用などを主眼としており、後者は県の管理する博物館である。そのため、市民のニーズに併せて多様な文化財を展示することが困難であり、また発掘調査成果などを地域の人々に知ってもらうことが難しい。文化財の最新の状況を公開できるよう、史跡の整備や関連文化財群の設定に伴い、公開・活用の方法を検討

する必要がある。

#### ⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討が不十分である

これまで文化財の多くは地域の人々の手で守り伝えられてきたところであるが、その防犯体制の検討は不十分であり、管理者などに補助金を交付することで間接的に防犯・防災体制の推進を図っているところである。さらに、こうしたことから、地震や火災など、万が一の事態に対して対応できるだけの体制整備や訓練も不足していることから、文化財の防犯・防災体制の検討が求められる状況にある。